

株 主 各 位

大阪府四條畷市中野新町10番20号

株式会社 **トーアミ**

代表取締役社長 北川芳仁

## 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 大阪府四條畷市中野新町10番20号 当社本社3階会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第77期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会<br>の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第77期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |

### 決 議 事 項

〈会社提案：第1号議案から第4号議案まで〉

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件          |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件         |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件         |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

〈株主提案：第5号議案及び第6号議案〉

- |       |          |
|-------|----------|
| 第5号議案 | 定款の新設の件  |
| 第6号議案 | 剰余金の処分の件 |

#### 4. 議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、上記のとおり株主提案がなされており、その内容は後記の株主総会参考書類に第5号議案及び第6号議案として記載しておりますが、取締役会としてはこれらの議案に反対しております。

なお、このうち第6号議案につきましては、第1号議案の会社提案と両立しない関係にあるため、**双方に賛成されることのないようにご注意ください**。共に賛成された場合は、第1号議案及び第6号議案への議決権の行使はいずれも無効として取り扱わせていただきます。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toami.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策の効果等による企業収益及び雇用環境の改善が継続し、設備投資の動きが活発化するなど、緩やかな回復基調で推移しました。

一方、原油価格の下落による新興国経済の減速と中国経済の内需主導への転換等により、海外経済の下振れリスクは増大傾向にあり、また金融資本市場の不安定な動向によって、景気の先行きは一層不透明さを増しつつあります。

当社グループの主な事業分野である建設・土木業界におきましては、建設大手の国内工事の採算性改善が進む中、建設資材業界においては、公共投資をはじめとする建設投資全体の低調推移による鉄筋需要の伸び悩みに加え、同業者間の価格競争による厳しい受注状況が続きました。

このような環境において当社グループは、選別受注に努めつつも相応の販売量確保と販売価格の改善に努めましたが、当社グループの当期の売上高は、134億99百万円（前期比11.0%減）となりました。

損益面におきましては、材料価格相場の下振れと、継続して実施してきた経費削減とが相まって、営業利益は3億49百万円（前期比20.3%増）となり、経常利益は4億4百万円（前期比8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億62百万円（前期比18.6%増）となりました。

当社グループの売上高を品目区分別に示すと、次のとおりであります。

区 分	第 76 期 (平成27年 3 月期)	第 77 期 (平成28年 3 月期)	前 期 比 増 減	
	金 額	金 額	金 額	増減率
	千円	千円	千円	%
土 木 建 築 用 資 材	15,161,425	13,499,339	△1,662,085	△11.0
合 計	15,161,425	13,499,339	△1,662,085	△11.0

② 設備投資の状況

当期中において当社グループの生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資は実施しておりません。

③ 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行、長期借入金等、特別の資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成25年3月期)	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	14,500,258	15,061,293	15,161,425	13,499,339
経 常 利 益 (千円)	160,800	363,997	372,295	404,003
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	197,084	422,213	305,689	362,613
1株当たり当期純利益 (円)	32.04	68.64	49.70	58.95
総 資 産 (千円)	15,038,923	14,924,050	15,151,129	14,721,422
純 資 産 (千円)	9,792,194	10,188,312	10,524,280	10,726,867
1株当たり純資産額 (円)	1,591.91	1,656.34	1,710.97	1,743.91

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成25年3月期)	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	12,712,263	13,335,983	13,384,130	11,953,294
経 常 利 益 (千円)	141,777	308,697	321,789	391,705
当 期 純 利 益 (千円)	179,769	363,494	254,282	332,227
1株当たり当期純利益 (円)	29.22	59.09	41.34	54.01
総 資 産 (千円)	13,248,896	13,068,984	12,992,787	12,886,011
純 資 産 (千円)	9,304,296	9,613,315	9,975,323	10,193,648
1株当たり純資産額 (円)	1,512.59	1,562.86	1,621.73	1,657.22

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
住倉鋼材株式会社	50,000千円	100.00%	土木建築用資材（溶接金網、フープ等）の製造販売

### (4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、建設業界での労働者不足及び一部建設資材の値上げ等コスト面の増加は懸念されるものの、オリンピック招致に伴う首都圏における一連の建設需要の本格化及び外国人観光客の増加によるホテル不足解消等の建設ニーズ等も見込まれることから、受注環境は改善するものと期待されます。

一方では、最近の情勢から材料価格の先高観も顕著であり、損益面では予断を許さない状況も予想されます。

かかる状況下、当社グループは企業価値を向上させ、ステークホルダーから信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、コンプライアンス経営の強化を図り、透明性、公共性の向上と企業倫理の確立を目指すことを基本理念に掲げているほか、顧客ニーズに柔軟に対応し、信頼性の高い製品をタイムリーに供給し、財務管理・人的資源管理・リスク管理の機能拡充による経営基盤の強化を実現させるために以下の施策を推進し、将来にわたる事業の発展に努めてまいります。

#### ① 潜在需要の喚起と商品力の強化

需要家ニーズを的確に把握し、既存製品の用途開発及び新製品の開発を進めるとともに、潜在需要の喚起に注力する。

#### ② 高付加価値化の推進

長年培ってきた技術力を背景とした高品質化及び合理化、省力化による継続的なローコスト化を図るとともに、評定準拠品・規格適合品の品目拡充を図り、製品の高付加価値化を推進する。

#### ③ 顧客密着型の事業体制の整備と営業力の強化

消費地に近接した効率的な事業拠点の設置により全国規模の供給力と地域密着性を両立させ、品質・品揃え・納期短縮・コスト低減を実現する。

#### ④ 販売エリアとシェアの拡大

将来の事業展開を指向した販売エリアの拡大とシェアの拡大。

#### ⑤ 社員の活性化

積極的に優秀な人材を確保し、次代を担う人材の育成による組織の活性化。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、建材製品の専門メーカーとして、土木建築用資材の製造、販売を営んでおり、他社商品の仕入、販売も行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の営業所及び工場

事業所名	営業内容	所在地
本社	—	大阪府四條畷市
関東事業部	営業部・千葉工場	千葉県白井市
中部事業部	営業部・愛知工場	愛知県岡崎市
関西事業部	営業部・奈良工場	奈良県生駒市
	営業部・四條畷工場	大阪府四條畷市
中国事業部	営業部・岡山工場	岡山県瀬戸内市
北九州事業部	営業部・福岡工場	福岡県飯塚市
南九州事業部	営業部・都城工場	宮崎県都城市

② 子会社の営業所及び工場

会社名	営業内容	所在地
住倉鋼材株式会社	営業部・本社工場	福岡県北九州市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
261名	—

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
227名	—	43才0ヶ月	15年0ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	600,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	478,000千円
株式会社三井住友銀行	210,000千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,400,000株
- ③ 株主数 1,680名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
セントラル硝子株式会社	1,104 <sup>千株</sup>	17.95 <sup>%</sup>
東洋物産株式会社	618	10.06
北川芳仁	285	4.65
北川恵以子	190	3.09
トーアミ従業員持株会	158	2.57
田中真知子	150	2.44
細川幸祐	135	2.20
玉井徹	103	1.67
北川麻理子	100	1.63
佐々木裕紀子	100	1.63

(注) 当社は、自己株式248,950株を保有しておりますが、表記しておりません。

なお、上記の持株比率は、発行済株式の総数から当該自己株式数を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 川 芳 徳		
代表取締役社長	北 川 芳 仁		
専 務 取 締 役	遠 藤 博	業務統括本部長 兼 関東事業部長 兼 中部事業部長	住倉鋼材株式会社代表取締役会長
常 務 取 締 役	服 部 利 昭	管理本部長	
取 締 役	佐々木 利 昭	海外事業推進担当	SMC TOAMI LLC 社長
取 締 役	橋 垣 保 秀	内部監査室長	
取 締 役	木 村 芳 博		
常 勤 監 査 役	吉 川 保		
監 査 役	林 秀 春		林秀春税理士事務所 税理士
監 査 役	近 藤 正 和		

- (注) 1. 取締役 木村芳博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 林 秀春及び近藤正和の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 林 秀春氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役近藤正和氏は、金融機関において融資・審査部門の要職を歴任し、長年にわたって企業の経営分析及び再建に関わる幅広い見識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役吉川 保氏は、20年間にわたり当社の経理部長を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役木村芳博及び監査役近藤正和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役林 秀春氏の重要な兼職先である林秀春税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。



## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	137,782千円
監 査 役	4名	10,250千円
合 計	11名	148,032千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した11,530千円（取締役6名に対し11,130千円、監査役1名に対し400千円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第72回定時株主総会決議において、年額250百万円以内となっております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第72回定時株主総会決議において、年額20百万円以内となっております。

## ③ 社外役員の名活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 村 芳 博	平成27年6月26日就任後の当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、必要に応じ、金融機関出身者の見地から、発言を行っております。
監 査 役	林 秀 春	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	近 藤 正 和	平成27年6月26日就任後の当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、法令順守及びコーポレートガバナンス強化の観点から発言を行っております。

## ④ 社外役員の名報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	子会社からの役員報酬等
社外役員の名報酬等の総額	4名	4,850千円	－千円

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役木村芳博、社外監査役林 秀春及び近藤正和の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも240万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

ネクサス監査法人

② 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17,000千円

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、全ての取締役及び使用人が社会の信頼に応えるコンプライアンス体制の維持向上を常に図るため、代表取締役自らが継続的に企業活動の基本としてのコンプライアンス精神を遵守すべき旨伝達・啓蒙すると同時に、内部統制推進部門の責任者として管理本部にリスク管理担当役員を置く。

- ・ 担当役員は、当社及び子会社の内部統制を推進するため、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」及び「トーアミ・グループコンプライアンス・マニュアル」を制定すると同時に、当社及び子会社の事業部長等の幹部社員を委員とするリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築・整備・運用を行う。
- ・ リスク管理委員会は、リスク管理に関する当社及び子会社の全社的推進とそれらに必要な情報の共有化を図り、会社の損失を最小限にするための活動を統括し、また、コンプライアンス委員会は、企業倫理やコンプライアンス精神の強化及び向上・改善のため、具体的な施策を立案、検討し、それらのうち重要なものは、当社及び子会社の取締役会に上程されると共に、全使用人への教育の徹底を図ることにより企業文化としての浸透に努める。また、当該委員会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すと共に監査役及び内部監査室が連携し、問題点の有無を調査し把握すると同時にその改善に努める。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人が、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」の基準に則って行う業務執行の中で、法令違反その他法令上の疑義がある行為等について、早期に発見し是正するために、内部監査室がコンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告すると同時に、社内報告体制を一層強化するため、当社の内部監査室及び子会社の総務室に内部通報窓口を設置し運用する。

#### （反社会的勢力排除に向けた基本方針）

- ・ 当社及び子会社は、反社会的な個人及び団体からの不当要求やそれらに対する利益供与を排除し、毅然として対決していくことを「トーアミ行動指針」に定めている。仮に反社会的勢力による事案が発生した場合には、管理本部総務部を統括部署として情報を一元化し、組織的に対応することによりその遮断のための体制を整えると同時に、グループとしてそれらの勢力への対応方針を「コンプライアンス・マニュアル」に定め、社内における研修や啓蒙により周知徹底を図る。また、地元警察署との連携を密にすると共に、外部情報の収集及び反社会的勢力と関係を遮断するために、外郭団体及び組織に加盟しその連携を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部に統括責任者として管理担当の取締役を任命し、情報管理体制の強化と共に「文書取扱規程」「機密文書取扱規程」「情報管理規程」及び「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」に基づき、厳正に管理・保存を行う。また、取締役及び監査役は、いつでもこの文書等に関し閲覧できる。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役は、当社の属する業界を含めた将来的・総合的な事業環境を展望しながら定められた年次経営計画目標が、業務執行者である各事業部長において、効率的に業務が遂行されるよう指導・監督する。それにより各事業部長は、当該経営目標を達成する具体的な施策と重点事項を推進する活動体制を決定する。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により、それぞれの責任や執行についての詳細を定める。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ グループ会社の経営管理及び内部統制については、その自主性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づく適切な管理運営を行い、グループ全体の経営の効率性と健全性を確保する。また、重要事項・情報の共有化を図ると共に、内部監査室によるグループ会社の業務遂行状況等の監査を実施することにより、コンプライアンス体制の構築を図り、その実効性を高めるべく必要に応じて、指導・支援を行う。
  - ・ 代表取締役は、グループ全体での業務の適正を確保するため、子会社の経営者と日頃からコンタクトを密にして企業集団としての経営状況について十分な協議をすると同時に、取締役及び監査役を派遣し、取締役は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は、子会社の業務執行状況を監査すると共に、内部監査室が定期的に子会社の監査を実施し、グループ経営の適正運営を確認できる体制とする。また、子会社も当社との連携及び情報の共有を保ちつつ自社の事業規模及び機関設計等、その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本としており、当社は、その支援を行う。
  - ・ 当社及び子会社に重要な影響を与える不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき、当社の代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うと同時に、損害及び影響を最小化するための体制を整える。
  - ・ 取締役会は、上記に基づくグループ管理体制の管理・見直しを行いながら、問題点の把握と改善を指示する。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社の規模及び監査の実務量から、現在は補助部門及び使用人は置かない。今後においても、当面は監査役の職務を補助すべき使用人は置かないものとする。ただし、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、取締役会と監査役が協議し、内部監査室の使用人に監査業務を補助する使用人として任命することができ、当該使用人は、監査役の指揮命令下に置く。

- ・ 監査役の意見を聴取、尊重するとともに、業務監査の命令を受けた使用人は、その他業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業績や業務の遂行に与える重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実並びにその他監査役会に報告すべき事項を発見した場合は、速やかにその事実を監査役に報告するものとし、監査役は、いかなる時も必要に応じて当社及び子会社の取締役、使用人に対して報告を求める。また、当社及び子会社の「内部通報規程」に準じてその違反行為の中止を命令すると同時に、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対して不利益な扱いを行うことを禁じている。当該報告者に対して不利な扱いを行った取締役及び使用人については、「懲戒規程」により懲戒処分に付する。
  - ・ 監査役は、毎月開催する取締役会の重要な意思決定並びに業務遂行の会議に出席し、その状況を把握すると同時に意思決定の過程や業務執行の状況を把握し、必要に応じて当社及び子会社の取締役にその説明を求め、また、代表取締役との意思疎通を密にすることにより、問題の発生を的確に把握する体制を確保する。
  - ・ 調査を必要とする場合には、「監査役会規則」に基づく独立性とその権限により、監査の実効性を確保するため、監査役は内部監査室に要請して監査が効率的に行われる体制をとり、会計監査人との綿密な連携を図りながら、十分なる監査成果の達成を可能にする体制を確立する。
  - ・ 監査役会では、重要事項について協議するほか、会計監査人と財務上の問題点も協議する。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・ 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に機能する体制を整備、運用する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役及び使用人は、当社の定める取締役会規則、コンプライアンス規程、企業倫理規定、トーアミグループ倫理規範、トーアミグループ・コンプライアンスマニュアル等に則り行動するとともに、有事対応に備え、リスク管理規程、経営危機管理規程、経営危機対応マニュアル（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき企業リスクを抽出し、それぞれ開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において事案を審議・検討し、重要事項・必要事項に関しては取締役会に報告し対策を講じている。

- ・ これらは監査役会へも報告されると同時に、監査役が毎月開催する取締役会にも出席し、取締役の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視・監督しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 当社の取締役及び監査役並びに内部監査室は、取締役会その他の重要な会議ごとに作成される議事録が文書取扱規程に沿って適切に保管・管理され、随時閲覧またはその写しを入手できる体制となっている。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 定時取締役会を毎月及び必要に応じて臨時取締役会が開催され、各議案の審議・決定の他、職務執行が効率的に実施できる状況が確保されております。
  - ・ 業績の進捗管理及び重要業務の執行については、担当取締役の他、各事業部長等部門責任者からも随時報告させ、問題の検討を含む業務執行の適正を確保しております。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社の代表取締役が、毎月1回以上子会社を訪問し、代表取締役相互の定期報告及び情報交換並びに指示伝達を行っております。また、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ることとしております。
  - ・ 子会社の自主性及び独自性を尊重しながら、グループ会社管理規程に基づき適正な運営管理を行うと同時に、コンプライアンス及びリスク管理体制においても共有し、子会社からは随時必要事項の報告を受けております。
- ⑤ 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 当社は、独立した内部監査室長を選任しておりますが、監査の規模等も勘案し専任の監査補助のための従業員は配置しておりません。しかし必要に応じ本社の管理本部責任者が、監査役の要請に応じ随時熟練した管理本部社員を補助者として配置する体制を取っており、実務に当たっております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 全監査役は、毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査役は取締役会のみならず営業責任者会議及び各事業部の責任者を委員とするコンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会等の社内会議へも適宜出席し、法令順守に関する事項、リスク抽出に関する事項の他、取締役の業務の執行状況も把握できる体制を確保しております。
  - ・ 本社管理本部責任者は、常時常勤監査役との報告及び情報交換の機会を持ち、業務の執行状況及び発生する諸問題等についても必要に応じ意見を求めています。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・ 監査役は、会計監査人から事業年度の監査結果について定期的に報告を受ける他、法令に基づく内部システムの整備状況等も確認し、適宜会計監査人から監査状況を聴取しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,634,994	流動負債	3,295,875
現金及び預金	2,288,226	支払手形及び買掛金	1,424,308
受取手形及び売掛金	3,996,536	短期借入金	1,288,000
電子記録債権	501,052	リース債務	1,121
商品及び製品	468,329	未払法人税等	45,040
仕掛品	219,048	賞与引当金	93,444
原材料及び貯蔵品	1,037,048	その他	443,961
その他	126,689	固定負債	698,679
貸倒引当金	△1,937	繰延税金負債	327,023
固定資産	6,086,427	リース債務	3,364
有形固定資産	5,089,150	退職給付に係る負債	49,285
建物及び構築物	878,677	役員退職慰労引当金	303,590
機械装置及び運搬具	444,058	その他	15,415
土地	3,746,531	負債合計	3,994,554
建設仮勘定	6,600	(純資産の部)	
その他	13,281	株主資本	10,624,747
無形固定資産	37,483	資本金	1,290,800
ソフトウェア	1,739	資本剰余金	1,207,310
その他	35,744	利益剰余金	8,239,424
投資その他の資産	959,793	自己株式	△112,787
投資有価証券	599,420	その他の包括利益累計額	102,120
関係会社出資金	182,432	その他有価証券評価差額金	204,038
退職給付に係る資産	98,026	繰延ヘッジ損益	△6,727
その他	85,734	退職給付に係る調整 累 計 額	△95,190
貸倒引当金	△5,820	純資産合計	10,726,867
資産合計	14,721,422	負債純資産合計	14,721,422

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,499,339
売上原価	11,027,303
売上総利益	2,472,036
販売費及び一般管理費	2,122,796
営業利益	349,239
営業外収益	
受取利息及び配当金	12,192
受取賃貸料	20,403
為替差益	18,411
その他	14,773
営業外費用	
支払利息	7,717
売上割引	2,705
その他	594
経常利益	404,003
特別利益	
固定資産売却益	7,973
特別損失	
固定資産除却損	8,135
ゴルフ会員権評価損	3,800
税金等調整前当期純利益	400,042
法人税、住民税及び事業税	49,791
法人税等調整額	△12,363
当期純利益	362,613
親会社株主に帰属する当期純利益	362,613

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度 期首残高	1,290,800	1,207,310	7,969,076	△112,787	10,354,399
当連結会計年度変動額					
自己株式の取得					
剰余金の配当			△92,265		△92,265
親会社株主に帰 属する当期純利 益			362,613		362,613
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	—	—	270,347	—	270,347
当連結会計年度末残高	1,290,800	1,207,310	8,239,424	△112,787	10,624,747

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度 期首残高	217,975	972	△49,066	169,881	10,524,280
当連結会計年度変動額					
自己株式の取得					
剰余金の配当					△92,265
親会社株主に帰 属する当期純利 益					362,613
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	△13,937	△7,700	△46,123	△67,761	△67,761
当連結会計年度 変動額合計	△13,937	△7,700	△46,123	△67,761	202,586
当連結会計年度末残高	204,038	△6,727	△95,190	102,120	10,726,867

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、住倉鋼材株式会社の1社であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社 (SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANY) につきましては、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債務

#### ③ ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

### (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債又は資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、当社においては当連結会計年度末に、年金資産の額が退職給付債務の額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ② 消費税等の会計処理

### 4. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本準備金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 5. 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「関係会社出資金」（前連結会計年度90,760千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

### （連結貸借対照表に関する注記）

#### 1. 担保に供している資産

建物及び構築物	230,942千円
土地	294,121千円
計	525,064千円

上記の物件は、短期借入金 410,000千円の担保に供しております。

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,327,502千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	6,400,000	—	—	6,400,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	46,132	7.50	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	46,132	7.50	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の第77回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	46,132	利益剰余金	7.50	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式と追加型株式投資信託であり、いずれも四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金の一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジ取引を目的とした為替予約取引を行っております。

また、デリバティブ取引は「デリバティブ取扱規程」に沿って、実需の範囲で行うこととしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3. 会計処理基準に関する事項」に記載されている「(4)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,288,226	2,288,226	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,996,536	3,996,536	-
(3) 電子記録債権	501,052	501,052	-
(4) 投資有価証券	599,420	599,420	-
(5) 支払手形及び買掛金	(1,424,308)	(1,424,308)	-
(6) 短期借入金	(1,288,000)	(1,288,000)	-
(7) 未払法人税等	(45,040)	(45,040)	-

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券並びにデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式は取引所の価格により、また、追加型株式投資信託はオープン基準価格によっております。

#### (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社出資金(連結貸借対照表計上額182,432千円)は、市場価格がなく、キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記は省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,743円91銭
2. 1株当たり当期純利益	58円95銭

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,748,962	流動負債	2,216,166
現金及び預金	2,194,982	支払手形	8,002
受取手形	1,388,106	買掛金	1,197,323
電子記録債権	434,273	短期借入金	490,000
売掛金	2,095,293	リース債務	1,121
商品及び製品	407,962	未払金	162,955
仕掛品	196,201	未払費用	131,703
原材料及び貯蔵品	874,235	未払法人税等	44,207
その他	158,690	預り金	5,852
貸倒引当金	△783	賞与引当金	80,120
固定資産	5,137,048	その他	94,880
有形固定資産	3,727,953	固定負債	476,196
建物	816,544	リース債務	3,364
構築物	12,450	繰延税金負債	162,076
機械及び装置	295,592	役員退職慰労引当金	295,340
車両運搬具	14,467	その他	15,415
土地	2,572,836	負債合計	2,692,363
建設仮勘定	4,900	(純資産の部)	
その他	11,162	株主資本	9,996,337
無形固定資産	35,321	資本金	1,290,800
ソフトウェア	1,319	資本剰余金	1,207,310
その他	34,002	資本準備金	1,205,879
投資その他の資産	1,373,773	その他資本剰余金	1,430
投資有価証券	599,420	利益剰余金	7,611,014
関係会社株式	104,000	利益準備金	128,430
関係会社出資金	182,432	その他利益剰余金	7,482,584
関係会社長期貸付金	174,000	別途積立金	6,500,000
前払年金費用	235,228	繰越利益剰余金	982,584
その他	84,512	自己株式	△112,787
貸倒引当金	△5,820	評価・換算差額等	197,311
資産合計	12,886,011	その他有価証券評価差額金	204,038
		繰延ヘッジ損益	△6,727
		純資産合計	10,193,648
		負債純資産合計	12,886,011

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		11,953,294
売上原価		9,755,805
売上総利益		2,197,489
販売費及び一般管理費		1,864,964
営業利益		332,524
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,972	
為替差益	18,411	
受取賃貸料	18,181	
その他	13,234	64,799
営業外費用		
支払利息	2,945	
売上割引	2,090	
その他	583	5,619
経常利益		391,705
特別利益		
固定資産売却益	7,793	7,793
特別損失		
固定資産除却損	8,019	
ゴルフ会員権評価損	3,800	11,819
税引前当期純利益		387,679
法人税、住民税及び事業税	51,051	
法人税等調整額	4,399	55,451
当期純利益		332,227

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,290,800	1,205,879	1,430	1,207,310	128,430	6,500,000	742,622	7,371,052
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△92,265	△92,265
当期純利益							332,227	332,227
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	239,962	239,962
当 期 末 残 高	1,290,800	1,205,879	1,430	1,207,310	128,430	6,500,000	982,584	7,611,014

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△112,787	9,756,375	217,975	972	218,948	9,975,323
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△92,265				△92,265
当期純利益		332,227				332,227
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△13,937	△7,700	△21,637	△21,637
当期変動額合計	—	239,962	△13,937	△7,700	△21,637	218,324
当 期 末 残 高	△112,787	9,996,337	204,038	△6,727	197,311	10,193,648

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券
    - ① 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
    - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
デリバティブ 時価法を採用しております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
  - (2) 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	7年～47年
機械及び装置	2年～10年
  - (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し

ております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 ……外貨建予定取引、外貨建債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、事業年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当期から適用し、取得関連費用を発生した会計期間の費用として計上する方法に変更しております。また、当期の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する会計期間の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産

建物	230,942千円
土地	294,121千円
計	525,064千円

上記の物件は、短期借入金 410,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,503,148千円

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は、次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	85,627千円
(2) 短期金銭債務	11,617千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
① 売上高	120,539千円
② 仕入高	125,999千円
(2) 営業取引以外の取引高	2,809千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	248,950	-	-	248,950

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	24,725千円
未払社会保険料	3,798千円
貸倒引当金	2,023千円
役員退職慰労引当金	90,433千円
ゴルフ会員権評価損	20,625千円
たな卸資産評価損	3,891千円
繰越欠損金	263,095千円
減損損失累計額	547,558千円
その他	9,517千円
小計	965,669千円
評価性引当額	△856,421千円
繰延税金資産計	109,247千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△90,049千円
前払年金費用	△72,026千円
繰延税金負債計	△162,076千円
繰延税金負債の純額	△52,828千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	住倉鋼材㈱	所有 直接 100.00%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注)	2,781	その他流動資産 (短期貸付金) 長期貸付金	42,000 174,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間9年、金利は四半期毎、元金は半年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,657円22銭
2. 1株当たり当期純利益	54円01銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

### ネクサス監査法人

代表社員	公認会計士	高谷和光	⑩
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	市村和雄	⑩
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	岩本吉志子	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーアミの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーアミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

### ネクサス監査法人

代表社員	公認会計士	高谷 和光	⑩
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	市村 和雄	⑩
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	岩本 吉志子	⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーアミの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社トーアミ 監査役会

常勤監査役 吉 川 保 ㊟

社外監査役 林 秀 春 ㊟

社外監査役 近 藤 正 和 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

〈会社提案：第1号議案から第4号議案まで〉

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第77期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき7円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、46,132,875円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。昨年の定時株主総会において、社外取締役1名を追加選任したことにより1名増員となっておりましたが、取締役1名の退任により、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	きたがわ よしのり 北川 芳徳 (昭和16年8月25日生)	昭和38年 5月 当社入社 昭和48年10月 当社取締役 昭和55年10月 当社代表取締役社長 平成25年 6月 当社代表取締役会長 (現任)  取締役候補者の選任理由 代表取締役である北川芳徳氏は、昭和55年に当社社長に就任し、平成25年からは会長を務め、当業界のリーダーとしての見識を持ち、永年にわたり当社グループの事業を指揮し実績を積み上げてきたことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	12,844株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 株数
2	きたがわ よしひと 北川 芳仁 (昭和44年8月8日生)	<p>平成13年 8月 当社入社            平成20年 6月 当社取締役            平成22年 6月 当社常務取締役            平成23年 4月 当社関西事業部長 兼 中国事業部長            平成25年 6月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>取締役候補者の選任理由            北川芳仁氏は、平成25年以来当社の代表取締役社長を務め、経営者として若く新しい知見を持って、意欲的に経営改革及び企業価値の向上並びにコーポレートガバナンスの強化に努めており、当社グループの経営推進役として適任であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	285,996株
3	えんどう ひろし 遠藤 博 (昭和23年9月9日生)	<p>昭和43年 8月 当社入社            平成 4年 1月 当社取締役            平成11年 1月 当社常務取締役            平成17年 6月 当社専務取締役 (現任)            平成19年 6月 当社業務統括本部長 (現任) 兼 関東事業部長            平成25年 5月 当社中部事業部長 (現任)            (重要な兼職の状況)            住倉鋼材株式会社 代表取締役会長</p> <p>取締役候補者の選任理由            遠藤博氏は、入社以来、主に営業部門を担当し、豊富な業務経験と事業に関する十分な知識を持って、業務統括本部長としての指導力を発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	44,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 社数
4	はつとり としあき 服部 利昭 (昭和29年6月3日生)	<p>平成16年12月 当社入社 平成18年 6月 当社取締役 平成20年 6月 当社常務取締役管理本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者の選任理由 服部利昭氏は、当社の総務、人事及び経理部門の統括並びに内部統制システムを含むリスク管理・コンプライアンス体制の運営を担い、事業経営及び管理業務全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	9,800株
5	ささき としあき 佐々木 利昭 (昭和42年12月25日生)	<p>平成 7年12月 当社入社 平成20年 6月 当社取締役 (現任) 平成23年 4月 当社中部事業部長 平成25年 5月 当社中国事業部長 平成25年 6月 当社関西事業部長 平成27年 4月 SMC TOAMI LLC 社長 (現任) (重要な兼職の状況) SMC TOAMI LLC 社長</p> <p>取締役候補者の選任理由 佐々木利昭氏は、当社の全事業拠点での責任者として製造及び営業部門を担った経験から当社の事業全般に精通しており、現在は当社のベトナム合弁事業における成長戦略の策定及び推進を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	16,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 社数
6	きむら よしひろ 木村芳博 (昭和27年4月11日生)	平成13年 7月 株式会社大和銀行（現株式会社 りそな銀行）奈良支店長 平成15年 1月 株式会社大和銀総合システム （現株式会社DACS）営業部長 平成17年10月 同社管理部長 平成24年 4月 同社退職 平成27年 6月 当社社外取締役（現任） 社外取締役候補者の選任理由 木村芳博氏は、金融機関において、多くの企 業経営を見続けてきた業務経験と、財務に関 する豊富な知識を活かして、中立で客観的な 意見・提言をしていただく立場に適してお り、社外取締役として選任をお願いするもの であります。なお、同氏は、過去に会社の経 営に関与された経験はありませんが、上記の 理由により、社外取締役として、その職務を 適切に遂行できるものと判断しております。	-

- (注) 1. 各候補者と会社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 木村芳博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 木村芳博氏は、使用人であった他の会社と当社との間に  
 人的関係、資本関係その他の利害関係もないため、東京証券取  
 引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 候補者 木村芳博氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づ  
 き、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いた  
 しており再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定  
 であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、  
 240万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいず  
 れか高い額を限度としております。
5. 社外取締役に就任してからの年数  
 候補者 木村芳博氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間  
 は本総会終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 吉川 保氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する社数 株式の
よし かわ たもつ 吉 川 保 (昭和24年1月20日生)	平成 3年 8月 当社入社 平成 4年 1月 当社管理本部経理部長 平成 5年 6月 当社取締役 平成24年 6月 当社常勤監査役(現任)  監査役候補者の選任理由 吉川 保氏は、20年間にわたり当社の経理部長として業務に従事し、当社事業に精通しており、かつ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役の候補者として選任をお願いするものであります。	11,700株

(注) 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます橋垣保秀氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はし がき やす ひで 橋 垣 保 秀	平成24年 6月 当社取締役(現任)



## 〈株主提案：第5号議案および第6号議案〉

第5号議案及び第6号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものです。なお、提案株主の有する議決権の数は1,354個です。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

以下、各議案の件名、提案内容及び提案理由は、議案の番号を変更したことを除き、提案株主から提出された議案提案書の原文のまま、提案された順に記載しております。

### 第5号議案 定款の新設の件

#### （1）役員退職慰労金制度の不採用

役員退職金制度は不採用とする。

- ・理由 当社は、平成23年6月期に特別損失として減損損失21億円を発表し、実績は連結で28億65百万円1株当たり458.60円の損失を計上した。平成27年11月9日、業績予想の修正に関するお知らせにて連結売上高15億円の減少を発表した。平成28年4月25日、純利益は増加させたが、さらに連結売上高5億円の減少を発表した。平成23年6月期の特別損失の主たる原因である平成12年の千葉工場隣接地取得時から平成28年6月期に至る16年間は取締役、監査役の経営判断の誤り、能力不足が明らかである。よって定款に役員退職慰労金制度の不採用を定め、現在有る役員退職慰労金制度は定款にて廃止し積立済みの役員退職慰労金は支給しない。

#### （2）役員定年

役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けない。

- ・理由 当社は上場企業であり経常黒字を継続して上げることを目的としている。加齢による経営判断の誤り、経常赤字、業績の下方修正を繰り返す愚行を防ぐため、定款に役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けないと定める。

### （当社取締役会の意見）

取締役会としては、本議案に反対いたします。

#### （1）役員退職慰労金制度の不採用の件

当社の役員退職慰労金につきましては、役員が退職の都度、株主総会においてその是非を厳格に判断いただき支給することとしております。

このような制度は、役員が経営に対して中長期的な視野を持って臨み、任期中の業績貢献、企業価値向上への努力を促すインセンティブとして有効に機能しており、合理的な制度であると考えております。

従って、本議案において提案された定款の新設は不要であると考えております。

## (2) 役員定年の件

当社は「役員定年に関する内規」に役員定年を定めると同時に、定年の延長については、経営上の必要性等を十分に勘案し、取締役会の合議により決定しており、定款に新設し規定する必要はないものと考えております。

なお、定年後の役員に対し業務を委嘱する場合、永年培った能力・経験等を勘案し実績に則して委嘱するものであり、名誉職等は設けておりません。

## 第6号議案 剰余金の処分の件

第77期の期末配当につきましては、当社は昨年9月に創立75周年を迎えたのを記念して記念配当15円の実施を提案いたします。

従来の取締役会提案の期末配当7円50銭を加えて今期末配当1株につき22円50銭を提案いたします。

### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

### ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円50銭といたします。

なお、この場合の配当総額は138,398,625円となります。

### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月株主総会翌日といたします。

## (当社取締役会の意見)

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、永年に亘り株式を保有いただいた株主様をはじめ、多くの株主の皆様への安定配当を重要課題と認識しており、当社が多額の赤字を計上せざるを得なかった状況におきましても、株主様への安定配当の基本方針を貫く配当政策を実行してまいりました。

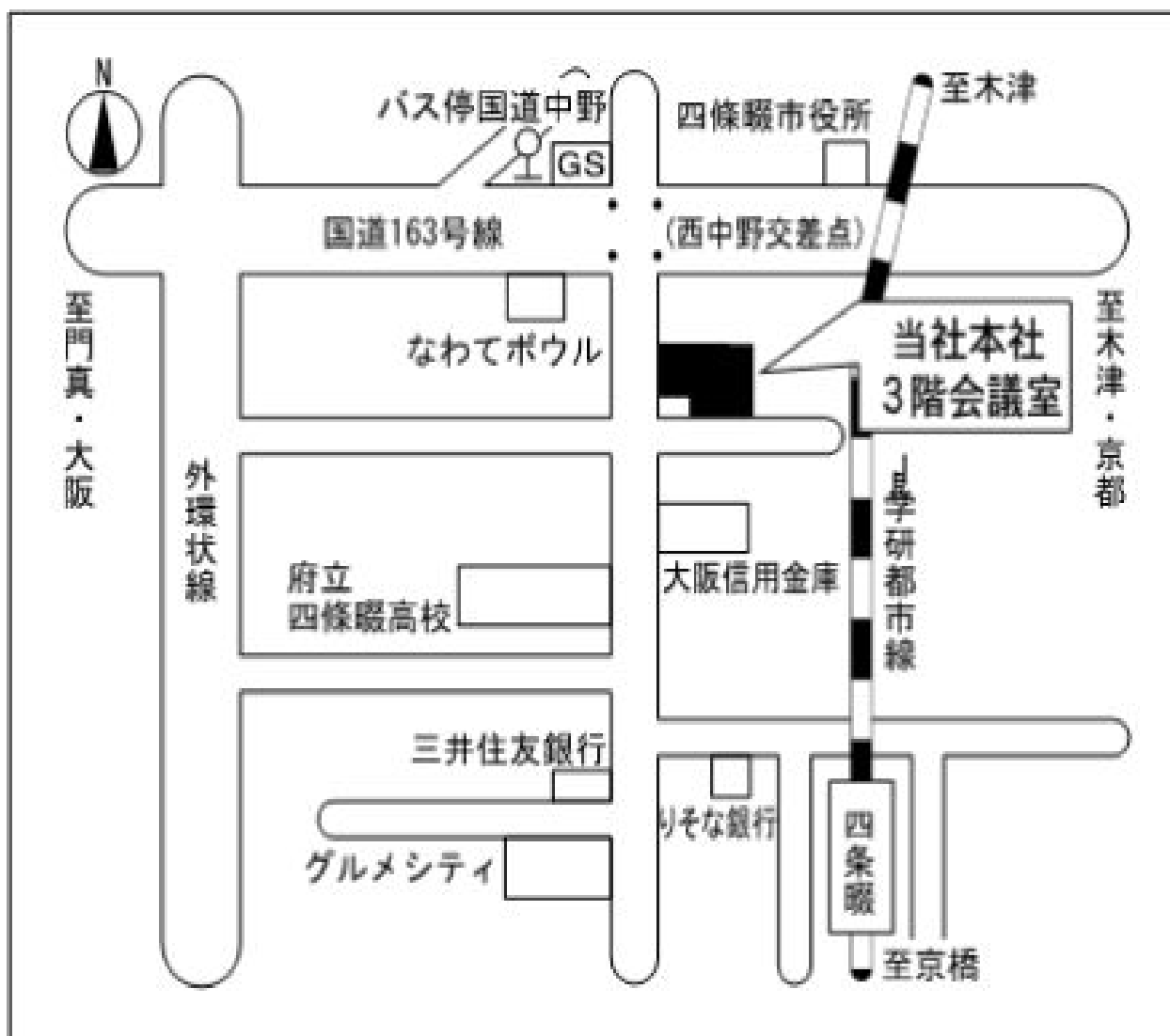
今後におきましても、株主様への安定配当の維持を大前提に、将来における機動的経営投資と財務体質の健全性とをバランスさせながら、慎重に配当政策を決定していく方針であるため、記念配当は行わず、期末配当を7円50銭とする剰余金の処分案を提案しております。

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府四條畷市中野新町10番20号  
当社本社 3階会議室

TEL (072) 876-1121 (代表)



- 交通
- JR学研都市線四條畷駅より徒歩約15分
  - 京阪電車大和田駅より京阪バス(②③系統)にて国道中野下車徒歩約3分